

共同参画プラン

男女共同参画プランは、男女共同参画を推進するための基本的な事項とその手段となる事業を定めたもので、「男女共同参画社会基本法」（平成十一年施行）に基づき、国と県は既に策定しています。市においても、市民や事業者の皆さんと協働しながら、男女共同参画社会の実現に向けて、その課題に取り組み、事業を推進するため、今年三月に「土岐市男女共同参画プラン」を策定しました。

■ プランの性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」などの国や県の法令・計画および「第四次土岐市総合計画」との整合性を図ったプラン
- (2) 「土岐市男女共同参画懇話会」の提言を尊重したプラン
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けて取り組む内容とその推進方法について定めたプラン

基本目標 3 男女が共に働くことができる環境をつくる

重点目標

- (1) 政策や方針決定の場への女性参画を進める
①審議会などの女性委員を増やす
②女性人材を活用する機会を増やす
- (2) 男女が理解し就労を支援し合う
①男女の働きやすい状況をつくる
②女性の雇用機会・就業分野を拡大する
③職場での母性を保護し、健康を守る
④パートタイム労働などの労働者の労働条件を改善する
- (3) 市民と行政が協働して地域社会をつくる
①地域のネットワークをつくる
②ボランティア団体・NPO法人を支援する



基本目標 4 男女が豊かな家庭生活を分かち合う

重点目標

- (1) 家事・育児・介護などへの共同参画を進める
①仕事と育児の両立を支援する
②介護しやすい環境を整える
③育児への父親参加を支援する
- (2) 地域の慣行を見直し、地域活動への男女共同参画を進める
①地域の慣行を見直し、女性参画を進める
②地域団体などへ女性参画推進を働きかける



基本目標 5 プランの実現に向けて取り組む

- ①推進体制を整える
②推進状況をチェックし、改善する
③市民・市民団体・関係団体と連携する
④意識調査を実施し、情報を収集・提供する



男女共同参画に対するご意見・ご質問は、総合政策課男女共同参画推進係（内線21）へどうぞ。

土岐市男女

活力ある新たな社会の創造

■最終目標

男女共同参画社会の実現

平成十六年度から二十五年度までの十年間。ただし、社会情勢の変化に対応するため、五年をめどに計画の見直しを行います。

■期間

計画の体系 5つの基本目標と、32の施策で構成

基本目標1 男女が共に生きる社会を考える

重点目標

(1) 男女共同参画を考える

- ①男女の役割分担意識について考える
- ②男性も女性も人権が尊重される社会について考える
- ③男女共同参画社会への阻害要因について調査・研究する

(2) 男女共同参画を基本とする教育を充実させる

- ①学校での男女平等教育を充実させる
- ②家庭や地域などにおける男女平等を充実させる



基本目標2 住みよい社会を男女が共にきずく

重点目標

(1) 安心して子どもを育てられる環境をつくる

- ①子育てを支援するネットワークを充実させる
- ②ひとり親家庭等の生活安定を支援する

(2) 高齢者等が安心して暮らせるまちをつくる

- ①高齢者・障害者などの生活安定と自立を支援する
- ②介護しやすいまちづくりをする
- ③高齢者のいきがいづくりを支援する
- ④福祉ボランティアが育つ環境を整備する

(3) 心と体の健康をつくる

- ①生涯を通じた健康づくりを目指す
- ②子どもを健全に育てる
- ③母性を大切にする
- ④相談体制を充実する

